

大野城市難聴者補聴器購入費助成事業実施要綱

令和6年3月24日

要綱第30号

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度又は中等度の難聴者（以下「難聴者」という。）に対し、補聴器の購入（製作を含む。以下同じ。）に要する費用の一部を助成することにより、難聴者の日常生活における意思の疎通及び円滑な社会生活を促進し、もって難聴者の福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業による助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する難聴者とする。

(1) 本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されていること。

(2) 第6条の規定による申請を行う日において18歳以上であること。ただし、18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は除く。

(3) 両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。ただし、両耳の聴力レベルが30デシベル未満の場合にあっては、次に掲げる医師（以下「処方医師」という。）のいずれかが、補聴器の装用の必要性を認めていること。

ア 聴覚障害の場合にあっては、身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師（聴覚障害）

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定を受けた医療機関（耳鼻咽喉科を有する医療機関に限る。）において、当該医療を主として担当する医師

(4) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課税されていないこと又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受け

ていること。

(補聴器)

第3条 助成の対象となる補聴器の種類、1台当たりの基準額及び耐用年数は、別表に定めるとおりとする。

2 補聴器は、装用の効果が高い側の耳に装用する片側装用を原則とする。ただし、生活上の理由により両側の耳への装用が適当であると市長が認めた場合は、両側装用とすることができる。

3 助成を受けて購入した補聴器（大野城市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱（平成26年要綱第37号）第3条第3項の規定による助成補聴器を含む。以下「助成補聴器」という。）の更新は、当該補聴器の耐用年数の期間内においては、これを助成の対象としない。ただし、災害その他やむを得ない事情により毀損した場合はこの限りでない。

(助成金の算定基礎額)

第4条 助成金の算定の基礎となる額（以下「算定基礎額」という。）は、新たに補聴器を購入し、又は補聴器を更新する費用と別表の1台当たりの基準価格欄に掲げる額とを比較して少ない方の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項ただし書の規定により両側装用とする場合における算定基礎額は、左右それぞれの補聴器について前項の規定により算出した額を合計した額とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条の規定により算出した算定基礎額に3分の2を乗じて得た額に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、大野城市難聴者補聴器購入費助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 処方医師が申請者の聴力検査を実施の上、交付した大野城市難聴者補聴器処方医師意見書（様式第2号。以下「意見書」という。）

(2) 意見書の処方に基づき補聴器の販売業者（以下「販売業者」という。）が作成した見積書

(3) 補聴器の仕様書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、速やかに助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、大野城市難聴者補聴器購入費助成金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、助成金の交付を却下することを決定したときは、大野城市難聴者補聴器購入費助成金交付申請却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補聴器の購入)

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに補聴器の販売業者に決定通知書を提示し、補聴器を購入するものとする。

(助成金の請求等)

第9条 前条の規定により補聴器を購入した交付決定者は、大野城市難聴者補聴器購入費助成金支払請求書（様式第5号）に当該補聴器の購入に係る領収書を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

(代理受領)

第10条 市長は、前条の規定にかかわらず、交付決定者に交付すべき額の限度において、交付決定者に代わり、販売業者に助成金を支払うことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定者に代わり販売業者に助成金を支払うときは、第7条第2項の規定による決定通知書の交付の際に、併せて大野城市難聴者補聴器購入費助成金交付券（様式第6号。以下「交付券」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定により交付券の交付を受けた交付決定者は、販売業者に対し、大野城市難聴者補聴器購入費助成金請求書兼委任状（様式第7号。以下「請求書兼委任状」という。）及び交付券を渡すとともに自己負担額を支払い、

補聴器を購入するものとする。

4 販売業者は、前項の規定により受領した請求書兼委任状に交付券を添えて、市長に助成金を請求するものとする。

5 市長は、前項の規定による請求を受理したときは、当該請求に係る書類の内容を審査し、適当と認めるときは、当該販売業者に助成金を交付するものとする。

(補聴器の管理)

第11条 助成金の交付を受けた交付決定者は、助成を受けて購入した補聴器をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受け、又は前条の規定に違反したと認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分の助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第13条 市長は、助成金の交付の状況を明確にするため、大野城市難聴者補聴器購入費助成台帳（様式第8号）を整備するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

名称	1台当たりの 基準価格(円)	基準額に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	41,600	補聴器本体	5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	43,900		
高度難聴用ポケット型	41,600		

高度難聴用耳かけ型	43,900		
重度難聴用ポケット型	55,800		
重度難聴用耳かけ型	67,300		
耳あな型(レディメイド)	87,000	補聴器本体	
耳あな型(オーダーメイド)	137,000		
骨導式ポケット型	70,100	1	補聴器本体
		2	骨導レシーバー
		3	ヘッドバンド
骨導式眼鏡型	120,000	1	補聴器本体
		2	平面レンズ

備考

- 1 価格は、電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであることとし、身体の障がいの状況により、イヤモールドを必要とする場合は、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）別表2に定める修理基準（5）その他（以下「修理基準」という。）の表に掲げる価格の範囲内で必要な額を加算する。
- 2 ダンパー入りフックとした場合は、240円増しとする。
- 3 平面レンズを必要とする場合は修理基準の表に掲げる価格の範囲内で必要な額を、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は眼鏡の修理基準の表に掲げる価格の範囲内で必要な額を加算する。
- 4 重度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオチューナー又はワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる価格の範囲内で必要な額を加算する。
- 5 デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識及び技能を有する者による調整が必要な場合は2,000円を加算する。
- 6 業者が材料仕入時に負担した消費税及び地方消費税相当分を考慮し、告示第3項及び第4項に規定された価格の算定方法を準用する。